今治市タオル関連小規模事業者等経営基盤強化支援事業費補助金【募集要領】

【申請受付期間】

令和８年 12 月 28 日（月）

※補助金の対象となる事業期間は、令和８年４月１日から令和９年３月 17 日までとし、期間内に、契約、納品、支払を含むすべての事業が完了している事業が対象となります。

【交付対象事業】

事業区分	内容
販売力強化支援事業	タオル関連小規模事業者等が行う販路開拓、販売促進及び商品開発に資する事業
人材確保支援事業	特定技能制度に基づく外国人労働者の受入れに必要な JASTI 監査の適合判定を受ける事業

【補助率及び上限額】

事業区分	補助率	補助上限枠
販売力強化支援事業	２/３	66 万円
人材確保支援事業	１/２	10 万円

※受付期間終了後、申請総額が予算額を上回った場合、補助上限額が減額される可能性があります。

【交付対象者】

今治市内に本社、本店又は主たる事業所を有するタオル関連小規模事業者等

※ここでのタオル関連小規模事業者等とは、自社で綿糸を購入し、自社で織機を所有し、タオルを製造する事業者であって、直近事業年度の売上高が 10 億円未満のものをいう。

【対象期間】

令和８年４月１日（水）から令和９年３月 17 日（水）までとし、期間内に、契約、納品、支払、実績報告を含むすべての事業が完了している必要があります。

【申請方法】　産業振興課に持参していただくか郵送で下記申請先へご提出ください。

※提出された申請書に不備等がある場合は、訂正や再提出をしていただくことがあります。提出書類に不備や不足が無いようご注意ください。書類が整わない場合は、申請は受理せず返却いたします。

※本補助金の申請は、１事業者につき事業区分ごとに１回限りとします。

※複数の屋号を使用している個人事業主も申請は１件のみです。

【申請先・問合先】

〒 794 - 8511 今治市別宮町一丁目４番地１　今治市産業部産業振興課　宛

※郵送の場合は封筒に「今治市タオル関連小規模事業者等経営基盤強化支援事業補助金申請書在中」と記載してください。

今治市産業振興課　電話：0898 - 36 - 1540　メール：sangyou@imabari-city.jp

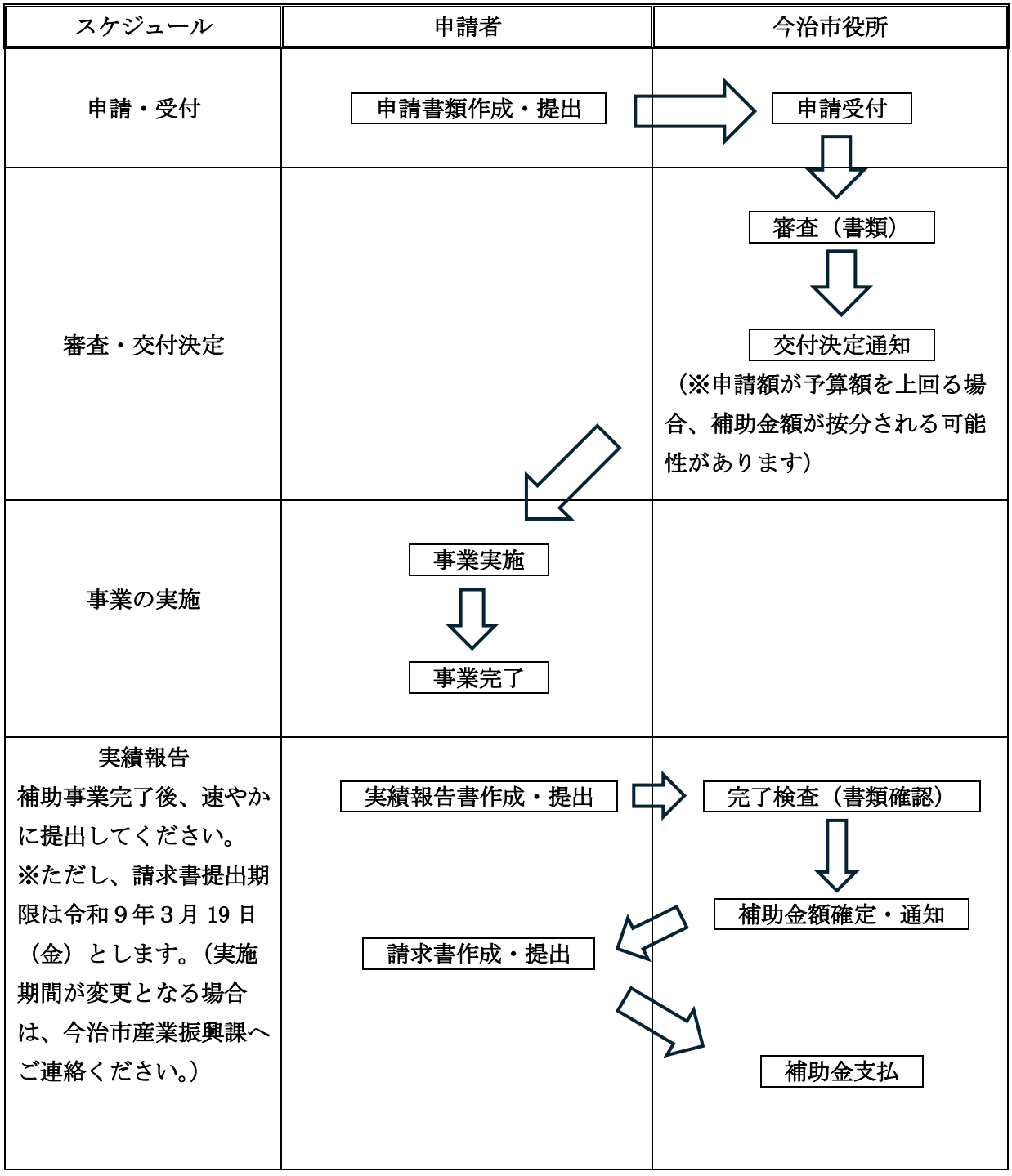
-目次-

１ 目的 3
２ 補助金交付までの流れ 3
３ 補助対象者の範囲 3
（１）補助対象者 5
（２）補助対象外となる者 5
４ 補助対象事業 5
（１）販売力強化支援事業 5
（２）人材確保支援事業 5
５ 補助率及び補助上限額 6
６ 補助対象経費 6
（１）販売力強化支援事業 6
（２）人材確保支援事業 6
（３）補助対象外経費 7
（４）経費の支払方法 7
７ 対象事業実施期間 7
８ 申請方法 7
９ 申請手続 8
（１）提出先 8
（２）受付期間 8
（３）申請様式 8
（４）提出書類 8
（５）審査結果の通知 8
１０ 実績報告 8
１１ 補助金の請求及び交付 8
１２ 重要説明事項 9
（１）事業内容の変更 9
（２）事業の中止及び廃止 9
（３）補助金額の確定 9
（４）財産処分の制限 9
（５）帳簿書類の保存 9
１３ 留意事項 9
１４ Q&A 9
１５ 申請書等記入例 9

1 目　的

市内のタオル関連小規模事業者等による販売力の強化及び人材の確保に向けた取組を支援することにより、経営基盤の強化を図り、市内タオル産業の持続的な発展を促進するため、販売力強化に係る取組及び特定技能制度に基づく外国人労働者の受入れに必要な JASTI 監査の適合判定を受けるための経費の一部を補助します。

2 補助金交付までの流れ



（１）交付申請

今治市ホームページより申請書様式をダウンロードし、必要事項を記載の上、関係書類を添えて提出してください。なお、交付申請書類に不備がある場合には、交付決定（補助事業の開始）が遅くなる場合がありますのでご注意ください。

（２）交付決定

交付申請で提出された書類による審査を行い、交付決定手続きを行います。交付決定した場合は、交付決定通知書にて通知いたしますが、当該交付決定通知書に記載された交付決定日をもって、補助事業を始めることができます。ただし、今治市タオル関連小規模事業者等経営基盤強化支援事業補助金交付決定前着手届（別記様式第４号）を提出することで、補助金の交付決定前に事業に着手することができます。この場合、交付決定をもって、補助対象事業の実施期間を当該届出に記載のある事業の着手（予定）日まで遡ることとします。なお、当該届出によって交付決定を約束するものではありません。

※申請総額が予算額を上回った場合は、補助上限額が減額される可能性があります。

※事業実施段階にあっても不明な点の確認や事業変更の事前相談等、適宜今治市にご相談ください。

※また、交付決定後であっても、申請内容に虚偽や重大な誤りが認められた場合は、交付決定を取り消すことがあります。

※交付決定を受けた後は、補助金の増額変更はできません。

（３）変更承認申請

下記のような場合は、事前に今治市に変更承認申請書を提出し、変更の承認を受けなければなりません。

①補助対象事業者の名称、又は所在地を変更しようとするとき。

②補助対象事業の経費等の配分額の 20％を越える額を変更しようとするとき。（交付決定額の増額変更は不可）

③補助対象事業が予定の期間内に完了することができず、補助対象期間を変更しようとするとき。

④その他市長が変更の申請が必要であると判断するとき。

（４）事業の完了

補助事業の完了とは、原則として、交付申請書に記した事業活動の完了とともに、購入物品等の納品・検収・支払等の事業上必要な手続きが全て完了していることを指します。

（５）実績報告

補助事業の実施結果を記した実績報告書に、関係書類を添えて今治市に提出してください。

（６）補助金額の確定

実績報告書の内容及び必要に応じて今治市が行う訪問検査・ヒアリングを通じて、問題がなければ補助金の額を確定し、補助金額確定通知書により通知します。

（７）補助金の請求

補助金額確定通知書を受領後、補助金請求書により補助金の請求を行ってください。

（８）補助金の交付

市は、請求書の内容を確認した後、指定された口座へ補助金を交付します。

なお、本補助金は原則として精算払いとし、概算払いは行いません。

（９）補助金の返還等

補助事業者が虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けた場合は、交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

(10) 事業終了後（補助金全額の交付を受けた日以降）

書類の管理

本事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後５年間保存しなければなりません。

３補助対象者の範囲

（１）対象者となりうる者

市内に本社、本店又は主たる事業所を有するタオル関連小規模事業者等であって、次の各号の全てを満たす事業者

① 今治市暴力団排除条例（平成 22 年今治市条例第５０号）に規定する暴力団又は暴力団と関係がない者

② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第 13 項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていない者

③ 市税等の滞納がある者

（２）対象者とならない者

一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、医療法人、宗教法人、学校法人、社会福祉法人、補助金の交付申請時点で開業していない創業予定者（開業届上の開業日が申請日よりも後の場合を含む。）又は任意団体　等

４補助対象事業

（１） 販売力強化支援事業

タオル関連小規模事業者等が行う販路開拓、販売促進及び商品開発に資する事業

（２） 人材確保支援事業

タオル関連小規模事業者等が、特定技能制度に基づく外国人労働者の受入れに必要なＪＡＳＴＩ監査の適合判定を受ける事業

５補助率及び上限額

事業区分	補助率	補助上限
販売力強化支援事業	２/３	１事業者あたり 66 万円
人材確保支援事業	１/２	１事業者あたり 10 万円

※補助金の額に 1,000 円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

６補助対象経費

補助対象となる経費は、次のとおりとなります。

（１）補助対象事業及び経費

事業区分	補助対象経費	対象例
販売力強化支援事業	・販路開拓費 販路開拓及び新規顧客獲得を目的とした展示会、商談会、催事等への出展、ECサイト作成又は改修、オンラインショップへの出店等に必要な経費	出展料、会場使用料、小間装飾費、展示品運搬費、広告宣伝費、ECサイト作成費、ECサイト改修費、オンラインショップ出店料等
	・商品開発費 新商品開発や試作品製作、デザイン開発、商品企画その他新たな販路開拓や付加価値向上に資する商品開発に要する経費	試作品製作費、デザイン制作費、パッケージ開発費、商品企画費等
	・広報費 自社製品及び企業の認知度向上並びに販路拡大を目的とした情報発信に要する経費	ホームページ作成費、ホームページ改修費、SNS広告費、インターネット広告掲載費、広告宣伝費、写真・動画制作費等
	・委託費 市場調査、販売促進、商品企画、ブランディングその他販売力強化に資する業務を外部へ委託するために要する経費	市場調査委託費、販売促進委託費、ブランディング委託費等
人材確保支援事業	・ＪＡＳＴＩ監査費 特定技能制度に基づく外国人労働者の受入れに必要なＪＡＳＴＩ監査の適合判定を受けるために要する経費	監査手数料、監査利用料等

〇補助対象経費は消費税及び地方消費税を除いた額です。

（２）補助対象外の事業及び経費

対象外となる例
① 自社又は資本関係等を有する事業者との取引による経費 ② 要件を満たさないもの（見積書（明細)、請求書、領収書などの証拠書類が提出できないもの） ③ 国・県・市町村等の他の補助金等により、補助対象経費としたもの ④ パソコン、タブレット、スマートフォン、カメラ、プリンターその他、汎用性が高く、補助事業以外の用途にも使用できる物品の購入費 ⑤ 旅費（宿泊費、交通費等)、人件費、飲食費、レンタカー代、ガソリン代その他通常の事業活動に要する経費 ⑥ ホームページ、EC サイト等の保守費、サーバー利用料、ドメイン更新料、ソフトウェアライセンス更新料その他維持管理に要する経費 ⑦ 通常の受注生産又は販売用商品の製造に係る原材料費 ⑧ 金融機関などへの振込手数料（ただし、発注先が負担する場合は対象とする）等 ⑨ ポイントカード等によるポイント又はそれに類する割引サービス等を利用した場合、その割引分 ⑩ ポイントカード等によるポイント等を付与された場合は、その付与されたポイントに相当する額 ⑪ 補助金の応募書類、実績報告書の作成、送付、手続きに関する費用 ⑨ 消費税及び地方消費税 ⑩ 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上不適切とみとめられる経費 など

※交通費及び宿泊費が一体となった旅行パックを利用した場合は、交通費の内訳が確認できる書類を提出してください。交通費の内訳が確認できない場合は、補助対象外となります。

（３）補助対象事業者が行う補助対象経費の支払い方法について

補助対象経費の支払方法は銀行振込みで行ってください。現金決済のみの取引を除き、１件 10 万円超（税抜き）の支払いは、現金支払いは原則認められません。なお、小切手、手形、売掛金及び買掛金の相殺等による決済または、原則カード決済は認められません。

（４）補助対象経費の妥当性について

申請にあたっては、実施する事業内容にかかる経費が、本補助金の補助対象経費に該当するか、十分に確認のうえ、申請してください。補助対象外経費が含まれた状態で採択されても、当該経費は本補助金の対象となりません。

７対象事業実施期間

交付決定後～令和９年３月 17 日（水）

（対象事業は、令和９年３月 17 日（水）までに支払い、納品及び実績報告を含むすべての事業が完了している必要があります。）

８申請方法

原則、相談窓口にて申請内容を相談後、申請書類を提出してください。

９申請手続き

⑴ 提出先

〒794－8511 今治市別宮町１丁目４番地１ 今治市産業部産業振興課

⑵ 受付期間

令和８年 12 月 28 日（月）まで 当日消印有効

⑶ 申請に必要な書類の入手方法

今治市役所のホームページ（下記 URL）からダウンロード

今治市役所 URL：https://www.city.imabari.ehime.jp/sangyou/

⑷ 申請に必要な書類

① 今治市タオル関連小規模事業者等経営基盤強化支援事業補助金交付申請書（別記様式第１号）
② 事業計画書（別記様式第２号）
③ 誓約書（別記様式第３号）
④ 市税完納証明書
⑤ 履歴事項全部証明書又は確定申告書等
⑥ 直近事業年度の売上高が確認できる確定申告関連書類の写し（税務署への提出実績が確認できる書類を含む）
⑦ 見積書その他事業内容及び経費の内訳を証する書類
⑧ その他市長が必要と認める書類

１０問合せ・相談先

今治市役所産業振興課

電話番号：0898－36－1540（平日８：30～17：15）

１１重要説明事項（補助事業者が交付決定後に遵守すべき事項）

採択となった事業者は、補助金の交付に係る必要な手続きを行わなければなりません。なお、採択となっても、交付決定時点で対象外経費の計上等の不備が発見された場合には、申請書類の訂正・再提出を求めます。また、対象外経費の計上が発見された場合には、当該支出を除いて補助対象経費を算出するよう連絡致します。

その他、以下の条件等を遵守してください。

（１） 事業計画（報告）内容や経費の配分変更等

交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分や内容について軽微な変更をしようとする場合、または補助事業を中止（一時中断）、廃止（実施取りやめ）や他に承継させようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。なお、事業計画の内容に大きな影響を及ぼす取組みの変更は認められません。

（２） 実績報告・補助金の交付

補助事業を完了したときは、速やかに実績報告書を提出しなければなりません。実施した事業内容

の審査と経費内容の確認等により交付すべき補助金の額を確定した後、補助金の支払いとなります。（概算払いはありません）
実績報告書の確認時、要件を満たしていないことが判明した場合、交付される補助金額が少なくなる場合や、補助金を受け取ることができなくなる場合があります。
完了検査において、補助対象物件や帳簿類の確認ができない場合については、当該物件等に関する金額は補助対象となりません。なお、補助金は経理上、支払額の確定を受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税・所得税の課税対象となります。

（３） 補助対象事業の経理
補助事業者は、「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」に拠った信頼性のある計算書類等の作成及び活用に努めてください。
また、本事業に関する経理について、帳簿や支出の根拠となる証拠書類については、補助事業完了後、当該年度の終了後５年間保存しなければなりません。

１２留意事項

① 補助事業を実施することにより産業財産権が発生した場合は、その権利は補助事業者に帰属します。
② 補助事業実施期間中、補助事業の進捗確認として、今治市から現地調査などを実施する場合があります。
③ 補助事業完了後、補助金使用経費に関する総勘定元帳等の検査に入ることがあります。
④ 原則として、補助事業完了後の補助金額確定にあたり、補助対象物件や帳簿類の確認ができない場合については、当該物件等に関する金額は補助対象外となります。
⑤ 補助事業完了後、会計検査院が実地検査に入ることがあります。この検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合には、これに従わなければなりません。
⑥ 補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号)」等に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告など）をした場合には、補助金の交付決定の取消・返還命令（加算金の徴収を含む)、不正の内容の公表等を行うことがあります。また、法令に違反していることが明らかな場合、当該法令による罰則のほか、採択取消、交付決定取消や交付済み補助金の全額返還（加算金付き）等の処分を受ける可能性があります。
⑦ 本補助金の交付を受けた事業者は、本施策の PR 等について本市から協力要請があった場合、可能な限り情報提供などのご協力をお願いします。
⑧ 本募集要項に記載されていない、要件等の細部については、今治市からの指示に従うものとします。

記入例

別記様式第１号（第５条関係）

申請される日の日付を記入してください。

年　　月　　日

（宛先）今治市長

申請者

郵便番号　794 - 8511
住所又は所在地　今治市別宮町14-１
事業者名　㈱いまばり
代表者の役職・氏名　代表取締役　今治　太郎

今治市タオル関連小規模事業者等経営基盤強化支援事業補助金交付申請書

今治市タオル関連小規模事業者等経営基盤強化支援事業補助金交付要綱第５条の規定に基づき、今治市タオル関連小規模事業者等経営基盤強化支援事業補助金の交付を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

１　事業の目的及び内容
事業計画書のとおり

２　事業の実施期間
事業計画書のとおり

３　補助金交付申請額
事業計画書のとおり

４　提出書類
○事業計画書（別記様式第２号）
○誓約書（別記様式第３号）
○市税完納証明書
○履歴事項全部証明書又は確定申告書等
○直近事業年度の売上高が確認できる確定申告関連書類の写し（税務署への提出実績が確認できる書類を含む。）
○見積書その他事業内容及び経費の内訳を証する書類
○その他市長が必要と認める書類

記入例

別記様式第２号（第５条関係）

事業計画書

（１） 申請者の概要

フリガナ 事業者名	（カ）イマバリ ㈱いまばり		
代表者	フリガナ 役職氏名	ダイヒョウトリシマリヤク　イマバリ　タロウ 代表取締役　今治　太郎	
住所又は 所在地	〒794-8511　今治市別宮町14-１		
	電話	0898 - 36 - 1540	
	ファックス	0898 - 25 - 2961	
	Ｅメール	sangyou@imabari-city.jp	
業種	製造業		
設立年月	S60年　11月		
連絡担当者	フリガナ 職氏名	セイゾウブ　カカリチョウ　イマバリ　イチロウ 製造部　係長　今治　一郎	
	住所	〒794-8511　今治市別宮町14-１	
	電話	0898 - 36 - 1540	
	ファックス	0898 - 25 - 2961	
	Ｅメール	sangyou@imabari-city.jp	
自社ＨＰ	無□　　有☑　（URL：https://www.city.imabari.ehime.jp）		
補助対象経費	2,000,000 円		事業費の明細①の額です。
補助金交付申請額	660,000 円		事業費の明細②の額です。
補助対象経費の資金内訳	本支援金 660,000円　　自己資金 340,000円　　金融機関等借入 1,000,000円		

記入例

（２） 事業実施計画

企業概要

業務として行っている内容や取引先との取引内容などを記入してください。

両事業で申請される場合は、２か所チェックをつけてください。

事業区分　　☑販売力強化支援事業　　☑人材確保支援事業

事業の実施期間　　令和８年11月20日　から　　令和９年３月17日まで

事業者の現況と課題

事業の終期は事業に係る支払いを終える日（予定）を記入してください。

事業の概要（実施内容）

※　本取組内容について、他の補助金等の対象経費としたものは対象外となります。

事業の効果

記入例

（３） 事業費の明細

販売力強化支援事業

実施する経費の名称及び内容	単価（A）（税抜き）	数量（B）	単位	合計額（A×B）
商品開発費	２，000，000	1	式	２，000，000
合　計				①2，000，000
補助金交付申請額※１				②660，000

見積書等を添付してください。（内容が分かるものを添付）。

人材確保支援事業

実施する経費の名称及び内容	単価（A）（税抜き）	数量（B）	単位	合計額（A×B）
合　計				①
補助金交付申請額※１				②

※他の補助金等の対象経費としたものは対象外です。

※１：「補助金申請額」については、要領Ｐ6「補助率及び上限額」を参照すること。

※1，000 円未満切り捨てになります。

記入例

別記様式第３号（第５条関係）

申請される日の日付を記入してください。

誓　約　書

年　　月　　日

（宛先）今治市長

個人の方は、住民票上の住所・氏名をご記入ください。
事業者名は記入不要です。
押印不要です。

住所又は所在地　今治市別宮町14－１
事業者名　㈱いまばり
代表者職氏名　代表取締役　今治　太郎

下記事項について、誓約いたします。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

1　当社は、今治市内に本社または工場を有し、自社で綿糸を購入し、自社で織機を所有する、稼働中のタオル関連小規模事業者です。

2　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていません。

3　今治市暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員等ではありません。

4　法人の役員等が今治市暴力団排除条例に規定する暴力団員及び暴力団員等ではありません。

（注）「役員等」とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう。

5　本補助金の対象経費について、国、県及び市町村等による他の補助制度と重複して補助金等の交付を受けておらず、今後も交付を受けることはありません。

6　国及び地方公共団体等からの補助を受け、又は過去に受けたことがある場合、不正等を起こしていません。

7　本補助金の採択等の審査の結果については、異議を申し立てません。

8　本補助金の交付申請書類の記載事項及び提出書類は、事実と相違ありません。

担当者
職（担当）　　氏名
電話番号

本補助金に関する連絡担当者の職（担当）・氏名・電話番号を記入してください。

記入例

別記様式第４号（第５条関係）

申請される日の日付を
記入してください。

年　　月　　日

（宛先）今治市長

個人の方は、住民票上の住所・氏名
をご記入ください。
事業者名は記入不要です。
押印不要です。

所在地
事業者名
代表者職氏名

今治市タオル関連小規模事業者等経営基盤強化支援事業補助金交付決定前着手届

今治市タオル関連小規模事業者等経営基盤強化支援事業補助金交付要綱第５条第４項の規定に基づき、下記のとおり、交付決定前に事業に着手することを届け出ます。
なお、本件について交付決定がなされなかった場合においても異議は申し立てません。

記

１　事業の着手（予定）日
R８.11.１

２　交付決定前着手の理由
早期に事業を開始したいため

※交付決定前着手届を提出した場合であっても、申請内容を審査した結果、補助対象事業又は補助対象経費として認められない場合もあります。